

計算書類に対する注記（大津市発達障害者支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 器具及び備品一定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金—一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・ 賞与引当金 —職員に対する賞与に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職金制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 大津市発達障害者支援拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）は、省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）は、省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	614,080	589,214	24,866
有形リース資産	347,160	11,572	335,588
合計	961,240	600,786	360,454

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	当期末残高
事業未収金	8,062,000	0	8,062,000
未収金	199,620	0	199,620
未収補助金	1,100,000	0	1,100,000
合計	9,361,620	0	9,361,620

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし